

# 福島県男女共同参画の推進に関する施策等に対する 県民等からの申出の処理に関する規則

平成14年3月29日公布  
福島県規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例(平成14年福島県条例第17号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法)

第2条 条例第24条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

- 一 申し出ようとする者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつてはその代表者の氏名
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての意見の内容
- 三 男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)との面談の希望の有無
- 四 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、推進員は、その意見を聴取し、及び書面に記録するものとする。

(調査結果の通知等)

第3条 推進員は、条例第24条第3項第一号に規定する申出に関する必要な調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し、通知するものとする。

2 推進員は、条例第24条第3項第二号の規定により申出に係る施策について意見を述べるときは、関係する県の機関に対して、相当の期限を定めて当該意見に対する回答を求めることができる。

3 推進員は、条例第24条第3項第二号の規定により申出に係る施策について意見を述べたとき及び当該意見に対する回答があつたときは、当該申出をした者に対し、その都度その内容を通知するものとする。

(申出の処理の状況の報告)

第4条 推進員は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理の状況に関する報告書を作成し、知事に提出するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策等に対する県民等からの申出の処理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。